

歩行者事故防止運動

～ 横断歩道は歩行者優先 ゆずる思いやり 広がる交通安全の輪 ～

1 目的

交通社会で弱い立場にある歩行者の安全を確保することは重要であり、歩行者自身の交通ルールの遵守とともに、運転者等の歩行者の保護と優先意識を向上することにより、歩行者事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 歩行者の保護と優先を実践する運転
- (2) 横断歩道における歩行者の保護と優先の徹底と交通ルールの遵守
- (3) 歩行者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- (4) 反射材やLEDライトの普及と活用促進

3 実施事項

運転者は

- (1) 子供や高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さを理解し、子供や高齢者及び歩行者の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止するなどの運転を実践しましょう。
- (2) 横断歩道手前では減速し、横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は、一時停止して歩行者の横断を優先しましょう。
- (3) 信号機や横断歩道がない交差点でも、横断しようとする歩行者がいる場合は歩行者の横断を優先しましょう。
- (4) 交差点を右左折するとき、進路前方の横断歩行者に十分注意しましょう。たとえ信号に従って右左折するときでも、横断歩行者の有無に注意して走行しましょう。
- (5) 運転席から見て、右から左へ横断する歩行者は見落としやすいことに気を付けましょう。
- (6) 商業施設、飲食店、コンビニエンスストア等の付近を通過するときは、施設利用者の横断が多いことに注意し、速度を抑えた運転と横断歩行者保護を心掛けましょう。
- (7) 夕暮れ時における早めのライト点灯と、夜間ライトはハイビームを原則として、こまめな切替えを実践し、歩行者を早めに発見することに努めましょう。

歩行者は

- (1) 道路を横断する時は、横断歩道等を渡り、信号機のあるところでは信号に従いましょう。
- (2) 道路を横断する時は、手を上げるなどして、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全確認を徹底してから渡り、横断中も周りに気を付け、特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- (3) 横断禁止場所や走行車両の直前直後横断、斜め横断はやめましょう。
- (4) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用しましょう。

学校等では

- (1) 交通ルールの基本を身に付けさせ、交通ルールの遵守することにより交通社会に参加することを自覚させましょう。
- (2) 歩行者が運転者からどのように見えるのか自覚させ、反射材やLEDライトの必要性について教え、外出時は確実に身に付けることを習慣付けさせましょう。
- (3) 交差点では青信号で道路を横断するときでも、右左折の車が進行してくる危険性について教え、道路横断中の安全確認を励行させましょう。

地域・家庭では

- (1) 歩行者の保護と優先について話し合い、交通ルール等の遵守を習慣化し、「守られるべきものが守られる交通社会」の実現を目指しましょう。
- (2) 横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は、車は必ず一時停止することについて習慣化していきましょう。
- (3) 「ゾーン30」区域や住宅地では、人優先の考え方にに基づき、歩行者を守るための安全速度を遵守しましょう。
- (4) 通園・通学時間帯の園児・児童に対する交通安全指導・保護誘導活動を地域ぐるみで実施しましょう。
- (5) 夜間の外出時には、明るい目立つ服装、反射材やLEDライトの有効活用等について考え、「危険から身を守る行動」の実践について注意し合いましょう。
- (6) 「車の直前・直後の横断や斜め横断などをしない」、「少し遠回りでも横断歩道・歩道橋の

利用」を広報啓発しましょう。また、道路を横断しようとしている子供や高齢者には声掛けを行い、安全な横断を誘導しましょう。

職域では

- (1) 交通安全講習会等を開催し、職場全体で歩行者の保護と優先の意識の向上を図りましょう。
- (2) 横断歩道で横断歩行者を妨害する行為の危険性を周知し、歩行者を見かけたら、安全な間隔を空け、減速、横断歩行者がいれば一時停止することを徹底しましょう。
- (3) 歩行者保護のため、速度抑制を心掛け、安全速度での運転を励行しましょう。
- (4) 通勤や仕事で通る道の「歩行者事故危険マップ」等を作成するなどして、歩行者保護の意識付けをしましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) 横断歩道は歩行者が絶対に守られるべき「聖域」であることを運転者に徹底し、歩行者の保護と優先の運転が実践される交通環境をつくりましょう。
- (2) 各種広報媒体を活用し、歩行者事故防止と歩行者保護について広報啓発しましょう。
- (3) 自治体及び関係機関・団体が相互に協働して歩行者保護誘導活動のための街頭指導等を積極的に実施しましょう。
- (4) 自動車教習所では、教習生に歩行者保護の運転を徹底するよう指導しましょう。
- (5) 自治体、関係機関・団体、警察、地域住民等による道路の共同点検を実施し、歩道、路側帯の設置及び改良、スムーズ横断歩道、歩車分離柵や街路灯の設置等の交通安全施設を整備するなど、歩行者が安心して歩行できる道路交通環境を確保しましょう。
- (6) 反射材やLEDライトの効果や必要性について広く情報提供し、その普及と有効活用を促進しましょう。
- (7) 自治体及び関係機関・団体が協働して参加・体験型の交通安全教室等を計画的に開催し、「道路の正しい歩き方、横断の仕方」等の指導を実施しましょう。



～「守られるべきものが守られる」交通社会の実現～
(横断歩道は歩行者が絶対に守られるべき「聖域」です。)